

○岡谷市有害鳥獣対策協議会設置要領

平成18年3月28日

告示第35号

改正 平成27年3月31日告示第33号

平成29年3月31日告示第43号

(設置)

第1 有害鳥獣による農林水産物等の被害状況等を把握し、関係行政機関及び関係団体等と緊密な連携のもと、有害鳥獣対策等を適確かつ効率的に行うため、岡谷市有害鳥獣対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 有害鳥獣による被害状況に関すること。
- (2) 有害鳥獣の年間保護管理計画の策定に関すること。
- (3) その他有害鳥獣の対策に関すること。

(委員)

第3 協議会の委員は、15人以内で組織し、次に掲げる関係行政機関及び関係団体等から市長が委嘱又は任命する。

- (1) 諏訪地域振興局
- (2) 市
- (3) 農業委員会
- (4) 信州諏訪農業協同組合
- (5) 諏訪森林組合
- (6) 岡谷猟友会
- (7) 鳥獣関係有識者
- (8) その他市長が必要と認める団体

(平成29告示43・一部改正)

2 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(事務局)

第6 協議会の事務局は、産業振興部農林水産課に置く。

(平成27告示33・一部改正)

(補則)

第7 この要領に定めるもののほか、協議会の運営等について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年告示第33号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年告示第43号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。